

岡山市長 大森雅夫 様

岡山市監査委員 白神利行
同 種田和英
同 鷹取清彦
同 松田安義

平成27年度行政監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査を実施した監査委員

白神利行、種田和英、鷹取清彦、松田安義

2 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく監査

3 監査の概要

(1) 監査のテーマ

市有施設への自動販売機の設置について

(2) 監査の目的

本庁舎など本市の市有施設の多くには利用者の利便性の向上のため、飲料用自動販売機が設置されている。行政財産に設置されている自動販売機については、当該施設の用途又は目的を妨げない限度においてその使用の許可を行い、設置されている。

本市では、市有財産の有効活用による収入増を図るため、平成23年度から、市有施設に自動販売機を設置する場合は、原則として公募により設置事業者を選定している。公募によらないものは、設置事業者が指定管理者か、福祉団体等の場合である。

自動販売機は24時間温めたり、冷やしたりしているため相当量の電気を消費することから、公共施設から自動販売機を撤去している自治体もある。

また、最近の自動販売機は災害時に本体に残っている飲料を無償で提供するなどの機能を付加するなど進化している。

このような状況の中、本市の市有施設への自動販売機の設置の必要性を精査し、適切に設置されているか、設置事業者の選定、使用料等の算定・徴収等事務手続きが適切に行われているか、自動販売機にどのような機能が付加されているか等を検証し、今後の適正な財産管理に資することを目的とする。

(3) 監査の対象

市有施設を所管する全ての課及び行政財産の管理に関係する課

(4) 監査の期間

平成27年9月1日から平成28年3月31日まで

(5) 監査の方法

関係書類及び関係資料の提出を求め、また、関係職員から事情聴取を行う。

(6) 監査の着眼点

- ① 自動販売機が適切に設置されているか。
- ② 自動販売機の設置に係る事務手続きが適切に行われているか。
- ③ 設置されている自動販売機の機能は適切か。

4 監査の結果

(1) 自動販売機の設置状況について

① 施設種別設置状況について

[表1]施設種別自動販売機設置状況

種 別	施設数 (施設)	台 数 (台)	施 設 の 内 訳
行 政 施 設	17	29	本庁舎(5)、保健福祉会館、北区土木農林分室、北区維持管理センター、ほっとプラザ大供、中区役所(2)、中区福祉事務所、東区役所(2)、御津支所、灘崎支所、水道局本局(3)、北消防署(2)、西消防署(2)、中消防署(2)、東消防署、南消防署(2)、北消防署御津出張所
医 療 福 祉 施 設	16	57	金川病院(2)、勤労者福祉センター(3)、障害者体育センター(3)、福祉文化会館(4)、市民文化ホール、御津老人福祉センター、建部町老人福祉センター、会陽の里(2)、松尾園、岡山ふれあいセンター(14)、北ふれあいセンター(5)、西ふれあいセンター(2)、西大寺ふれあいセンター(6)、南ふれあいセンター(2)、ウェルポートなださき(9)、瀬戸町健康福祉の館
学 校 教 育 施 設	1	5	後楽館高等学校(5)
ス ポ ー ツ 施 設	26	48	二日市スポーツ広場、二日市公園テニスコート、牟佐スポーツ広場、野山武道館、御津グラウンドゴルフ場、御津スポーツパーク(6)、建部町B&G海洋センター(2)、奥市公園野球場(2)、桑野スポーツ広場、財田スポーツ広場、東山プール、東山プールテニスコート、当新田公園サッカー場、市民屋内温水プール(5)、小串スポーツ広場、興除テニスコート、浅越スポーツパーク(2)、政田サッカー場(4)、向州公園補助野球場、上道公園野球場、神崎山公園競技場(3)、西大寺武道館、瀬戸町総合運動公園(5)、瀬戸町江尻レストパーク(2)、灘崎体育センター、灘崎野球場
文 化 ・ 教 養 施 設	32	59	岡山市民会館(14)、岡山シンフォニーホール(5)、西川アイプラザ(2)、中央図書館(2)、建部町文化センター(2)、少年自然の家、山上エコ交流館、灘崎文化センター(2)、犬島自然の家(2)、福島コミュニティハウス、富山コミュニティハウス、庄内コミュニティハウス、庭瀬本町集会所、旭公民館、岡輝公民館、岡南公民館、岡西公民館、御津公民館(3)、灘崎公民館、瀬戸公民館、北公民館、西大寺公民館(4)、妹尾公民館、興除公民館、大元公民館、東公民館、旭東公民館、操南公民館、山南公民館、富山公民館、芳田公民館、光南台公民館
観 光 ・ レ ク レ ー シ ョ ン 施 設	21	96	岡山ドーム(5)、半田山植物園(4)、国際児童年記念公園(2)、御南公園、造山古墳観光駐車場、足守プラザ、足守観光駐車場、日応寺自然の森(8)、たけべの森公園(8)、たけべ八幡温泉(3)、牧山クラインガルテン(2)、御津下畑活性化センター(2)、烏城公園(4)、操山公園(2)、六番川水の公園(3)、犬島公園(2)、西大寺緑花公園(2)、浦安総合公園(21)、山田グリーンパーク(3)、灘崎町総合公園(2)、サウスヴィレッジ(19)
そ の 他	27	65	粗大事業所(3)、野殿事業所(3)、西部リサイクルプラザ、一宮浄化センター(3)、当新田事業所(4)、当新田環境センター(2)、第1事業所(2)、岡南環境センター(4)、西大寺環境整備事務所(2)、東部クリーンセンター(3)、東部リサイクルプラザ(3)、旭西排水センター、岡東浄化センター、三野浄水場(2)、旭東浄水場、中央卸売市場管理棟、中央卸売市場文化会館、ももたろう観光センター、岡山コンベンションセンター(9)、建部町産業観光物産案内所(3)、天神町駐車場、鹿田町駐車場、駅南駐車場(2)、城下地下駐車場(3)、岡山駅西口地下自転車駐車場、東山斎場(6)、西大寺斎場
合 計	140	359	

※ 平成27年9月1日現在。施設名の()は台数、()がない施設は1台。

施設種別の設置状況は、設置施設数では、文化・教養施設が32施設(22.9%)、設置

台数では、観光・レクレーション施設が96台(26.7%)と最も多くなっており、また、施設別では、浦安総合公園21台、サウスヴィレッジ19台が多い上位2施設である。

なお、近隣にコンビニエンスストア、自動販売機等があり施設利用者の利便性向上を図る必要がない、施設の利用状況から自動販売機を設置する必要がない、などの理由で設置されていない施設もある。

② 行政区別設置状況について

[表2]行政区別自動販売機設置状況

区名	施設数 (施設)	台数 (台)
北区	67	165
中区	18	43
東区	26	57
南区	29	94
合計	140	359

※ 平成27年9月1日現在

行政区別の設置状況は、北区67施設(165台)、中区18施設(43台)、東区26施設(57台)、南区29施設(94台)となっており、施設数及び台数ともに、北区が半分近くを占めている。

③ 設置施設数・台数の推移について

[表3]設置施設数・台数の推移

年度	施設数 (施設)	台数 (台)
平成23年度	131	323
平成24年度	136	347
平成25年度	137	348
平成26年度	139	361
平成27年度	139	358

※ 各年度4月1日現在

平成24年度から平成26年度までは、設置施設数及び設置台数ともに年々増加しているが、平成27年度は、設置施設数は前年度と比べ同数であるが、設置台数は減少している。この結果、4年間では、施設数は8施設増加し、台数は35台増加している。

④ 自動販売機の機能について

[表4] 自動販売機の付加機能の状況

付 加 機 能		台 数(台)
ノンフロン型		184
ユニバーサルデザイン型		28
災害時無償提供機能付き		8
募 金 機 能 付 き		14
	赤い羽根共同募金	5
(内訳)	盲導犬育成募金	6
	スポーツ団体活動支援募金	3

※ 平成27年9月1日現在。複数回答あり。

ノンフロン型（オゾン層を破壊するフロンガスではなくノンフロンを冷媒として使用している。）は回答があった303台中184台（60.7%）と半数を超えている。

また、その他、ユニバーサルデザイン型（お金の投入口、つり銭・商品の取出口、商品選択ボタンの配置を工夫するなど、年齢や障害の有無に関わらず、誰にでも使いやすいよう操作性・操作方法が工夫されている。）28台、災害時無償提供機能付き（災害時に自動販売機内の清涼飲料水を無料で提供できる。）8台、募金機能付き（購入代金の一部が赤い羽根、盲導犬育成などさまざまな支援活動に充てられる。）14台となっている。

(2) 自動販売機の設置許可手続について

[表5] 自動販売機設置許可の形態

許 可 の 形 態	台 数 (台)
行政財産使用許可	292
公園施設設置許可	51
普通財産貸付他	4
許 可 な し	12
合 計	359

※ 平成27年9月1日現在

公の施設等の行政財産は、地方自治法第238条の4第7項により、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されており、本市の市有施設に設置されている自動販売機のうち292台（81.3%）はこの規定に基づき設置を許可している。

また、岡山市公園条例の規定により設置許可しているものが51台（14.2%）、その他、

普通財産の貸付により設置を許可しているものが1台、本市が借り受けた土地を使用させているものが2台、使用許可された売店内へ設置されているものが1台ある。

また、「許可なし」12台のうち指定管理業務として指定管理者が設置している2台は、設置許可が不要であるが、残りの10台は、継続して設置されているにもかかわらず、設置許可手続きがなされていない。

(3) 行政財産使用許可等に伴う使用料の調定及び徴収について

[表6]使用料調定日の設定状況

調 定 日		台数（台）
許可期間開始日以前の日を設定		253
許可期間開始日の翌日から1か月以内の日を設定		44
許可期間開始日の翌日から1か月を超え、2か月以内の日を設定		29
許可期間開始日の翌日から2か月を超え、5か月以内の日を設定		7
許可期間開始日の翌日から5か月を超える以降の日を設定		11
調定日の設定なし		15
(内訳)	使用料を全額免除	6
	許可不要	2
	許可なし	7
合 計		359

※ 平成27年9月1日現在。
 ※ 使用許可はないが、使用料の調定及び徴収しているもの3台を含む。

行政財産使用許可等に伴う使用料調定における調定日について、使用許可等期間開始日（期間が複数年の場合で、翌年度以降の期間開始日を含む。）以前を設定しているものが253台、許可開始日の翌日から1か月以内を設定しているものが44台、1か月を超え2か月以内を設定しているものが29台、2か月を超え5か月以内を設定しているものが7台、それ以降を設定しているものが11台あり、この11台は、全て調定日を12月の日付で設定していた。

なお、行政財産使用許可等による使用料について、本市職員の福利厚生のために設置許可しているという理由で全額免除しているものが6台あった。

[表7] 使用料の納入時期の状況

使用料の納入時期		台数(台)
許可期間開始日から2か月以内に納入		288
許可期間開始日から2か月を超え、6か月以内に納入		41
許可期間開始日から6か月を超えた以降の日に納入		11
分割納付(毎月)		4
使用料の納入なし		15
(内訳)	使用料を全額免除	6
	許可不要	2
	許可なし	7
合 計		359

※ 平成27年9月1日現在

※ 使用許可はないが、使用料を納入しているもの3台を含む。

行政財産使用許可等に伴う使用料の納入時期について、分割納付(毎月)されているもの4台を除き使用許可等期間開始日(期間が複数年の場合で、翌年度以降の期間開始日を含む。)から2か月以内に納入されているものが288台、2か月を超え半年以内に納入されているものが41台、それ以降に納入されているものが11台あり、そのうち12月に納入されているものが6台、1月に納入されているものが5台あった。

(4) 自動販売機設置者の選定方法について

[表8] 設置者選定方法の状況

選 定 方 法		台数(台)
公 募 に よ る 選 定		76
公 募 以 外 に よ る 選 定		283
(内訳)	指 定 管 理 者	185
	福 祉 団 体	40
	地 域 団 体	43
	地 元 業 者 育 成	1
	そ の 他	14
合 計		359

※ 平成27年9月1日現在

市有施設へ自動販売機を設置する際の設置事業者の選定方法は原則として公募によることとされ、例外的に既設の自動販売機について、①収入を福祉団体や地域団体の活動経費に充当しているなど、本市の政策の推進の点から認められるもの、②指定管理者が指定管理施設内に設置するもの、③食堂・売店等の福利厚生施設と一体で設置されているもの、については更新時に公募によらなくてもよいとされている。

公募により選定しているものは76台(21.2%)、公募以外による選定は283台(78.8%)と、公募しているものは2割程度である。

公募以外による選定により設置しているもののうち、指定管理者が、指定管理施設に設置しているものが185台(公募以外のものの65.4%)、障害者団体などの福祉団体へ設置許可しているものが40台、町内会、公民館運営委員会、観光団体などの地域団体へ設置許可しているものが43台、地元業者育成のため公募によることなく設置許可しているもの1台、その他14台となっており、その他14台のうち12台は、公募による選定が必要であるが、公募していない。

(5) 自動販売機納付金の納付頻度について

納付頻度	台数(台)
毎月	43
3か月ごと	30
半年ごと	3
1年分一括	1
合計	77

※ 平成27年9月1日現在

公募により設置を許可する場合は、売上額に納付金料率をかけた納付金を徴収しており、15%を最低納付金料率として公募している。また、地元業者育成のため公募によることなく設置が認められているものについては納付金料率は5%とされている。

この納付金の納付頻度は、毎月納付されているもの及び3か月ごとに納付されているものを合わせると73台(94.8%)であるが、半年以上分をまとめて徴収しているものが4台あった。

(6) 自動販売機電気代の納付頻度について

[表10] 自動販売機電気代の納付頻度

納付頻度	台数(台)
毎月	83
3か月ごと	28
半年ごと	11
1年分一括	24
合計	146

※ 平成27年9月1日現在

自動販売機の設置により発生する電気代については、指定管理者が管理し、指定管理者が直接電力会社へ支払っているもの等を除き、専用の子メーターにより使用料を把握し、または、所定の算定式により相当額を算出し設置者から徴収している。

電気代の納付頻度は、毎月納付されているもの及び3か月ごとに納付されているものを合わせると111台(76.0%)であるが、半年以上分をまとめて徴収しているものが35台(24.0%)あった。

(7) 自動販売機の売上実績について

[表11] 自動販売機の年間売上実績額

年間売上実績額	台数(台)
100万円以上	44
50～100万円未満	69
20～50万円未満	100
10～20万円未満	29
10万円未満	15
合計	257

※ 平成26年度分

公募により設置を許可しているもの、指定管理者、福祉団体等に設置を許可しているものなど、本市が売上実績額を把握しているもの257台のうち、平成26年度に年間100万円以上の売上があったものが44台(17.1%)あったが、年間10万円未満の売上しかなかったものが15台(5.8%)あった。

なお、公募による選定により設置しているもの以外の福祉団体や地域団体等に設置を許可しているものについては、自動販売機設置に伴う収入の用途について報告することを条件に設置を許可しているが、その報告がされていないものが5台あった。また、報告内容が具体性を欠くもの、記載自体がないものもあった。

5 意見

(1) 自動販売機の設置の必要性の精査について

市有施設への自動販売機設置施設数は、平成27年度は前年度と同数であり、自動販売機設置台数は、平成27年度は前年度から減少しており、既存施設については、概ね必要な施設に必要な台数が設置されたものと考えられる。

しかし、1施設に数多くの自動販売機を設置している場合や、売上が少ない、又は売上が年々減少傾向にあるものなどについては、収入調定等の事務手続き、環境に対する負荷の軽減等の観点からも、あらためて必要性を精査し、適切な設置に努められたい。

(2) 自動販売機の設置手続きについて

自動販売機を本市の市有施設へ設置しているにもかかわらず、所定の使用許可がなされていないものが10台あった。

これについては、設置者に対し、早急に許可申請手続きを行わせるなど適正な事務処理に努められたい。

また、設置事業者の選定につき、公募による選定が必要であるが、公募していないものが12台あった。これについては、次回選定時に公募により選定するよう適正な事務処理に努められたい。

(3) 行政財産使用許可等に伴う使用料等の調定及び徴収について

行政財産使用許可等に伴う使用料の調定及び徴収手続きについては、調定日又は納付日が使用許可等期間開始日から半年以上経過するなど、かなり遅れているものが見受けられた。

使用許可行為及び使用料調定行為は、一体的な事務手続きと考えるべきであり、使用料調定行為が後追いにならないようにして、使用料を遅滞なく徴収するよう適正な事務処理に努められたい。

使用料の減免については、本市職員の福利厚生目的という理由で、使用料が全額免除されているものがある一方、同一の設置目的であるにもかかわらず減免がなされていないものがあり、取扱いに相違が生じている。

減免の決定は、各施設所管課の個別判断に委ねられるものとはいえ、客観的にみて同一の条件に基づく使用許可と考えられるので、統一的な基準を作成する等、減免の審査結果にばらつきが生じないような方策を講じられたい。

また、自動販売機に係る電気代の調定及び徴収手続きについては、半年ごと又は1年分一括して調定及び徴収しているものが相当数見受けられた。

本市が自動販売機に係る電気代を含めた施設全体の電気代を毎月支払っていることからすれば、本市負担分の早期回収を図るべきであり、できる限り早期に調定及び徴収するよう努められたい。

(4) 自動販売機の設置者の選定方法について

本市が公募により設置者を選定している自動販売機については、設置者から使用料、売上に一定率を乗じた自動販売機納付金及び自動販売機に係る電気代の負担を求めており、市有施設の有効活用に資するものと言える。

一方、公募以外による選定により、福祉団体等が設置している自動販売機については、収益を設置団体に帰属させ、本市の施策に沿うその団体の活動資金に充てるという政策的見地から設置を許可しているものであるが、本市が使用料及び電気代を徴収しているとはいえ、売上による納付金を納めることなく市有財産を使用していることから、設置団体の財政状態及び活動内容、収益の使途等を精査し、設置許可の必要があると認められる場合に限り許可を行うように努められたい。

また、福祉団体等が設置する場合には、団体の活動内容、使途等に関する報告書の提出が義務づけられているが、活動内容、使途について、具体的に記載していないもの、記載自体がないものが見受けられたので、記載内容を十分に確認されたい。

(5) 環境や人にやさしい自動販売機の設置について

自動販売機は、24時間飲料水等を販売することが可能であり、設置施設利用者の利便性向上に役立っているが、近年の環境に対する配慮の必要性から、ノンフロン型、冷却時に発生する排熱を有効利用し、効率的に自動販売機内の加温販売製品を加熱し消費電力が少ないヒートポンプ型、ソーラーパネル搭載による蓄電で、夜間稼働時の照明の消費電力量を大幅に削減できる省エネ効果の高い自動販売機等環境にやさしいものが登場し、進化している。

また、身体障害者、高齢者等に配慮した誰でも使いやすいユニバーサルデザイン型のもも施設によっては設置されている。

このような中、本市に設置する自動販売機についても、設置業者との契約更新時等を捉えて、公共施設にふさわしい環境や人にやさしい機能をもった自動販売機を設置するよう努められたい。

(6) 自動販売機の付加機能について

本市の市有施設に設置されている自動販売機の一部には、大規模な災害が発生したときなどに、自動販売機内の在庫商品が無償で提供する機能をもったもの、収益金の一部が「赤い羽根募金」として、地域福祉の充実に充てられる赤い羽根募金自動販売機、収益金の一部が盲導犬育成資金などに充てられる盲導犬育成募金自動販売機など募金機能をもったものが設置されており、単に商品を販売することだけではなくそれ以外の機能を持ったものが設置されている。

さらに、本市の市有施設以外では、緊急時の心肺蘇生に役立つAED（自動体外除細動器）を搭載したAED付き自動販売機、地域の安全・犯罪の抑制にも効果が期待できる防犯対策（防犯カメラ付き）自動販売機、災害用簡易トイレ、災害用救助工具を備えている自動販売機なども設置されている。

こうしたことから、商品を販売するという機能のみではなく、付加機能をもった自動販売機の設置に努められたい。

6 まとめ

自動販売機は、多くのものは利用者の利便性向上を目的に市有施設に設置されている。設置の際には所定の使用料を徴収し、また、公募により設置者を選定する場合には、売上に基づく納付金を本市が収入することができ、平成27年度の使用料徴収額は約360万円、平成26年度の自動販売機納付金徴収額は約1,680万円であり、施設の有効活用の点においてはメリットがあると言える。

しかし、省エネタイプの自動販売機が増えたとはいえ、24時間温めたり、冷したりする自動販売機の消費する電力量は少ないとはいえない。

水分補給の必要性などを勘案し、持続可能な社会の実現に向け、安易に設置することは慎しみ、必要性の薄い自動販売機は撤去も検討するなど、自動販売機設置のメリット、デメリットの両面を考慮する必要がある。

さらに、近年、環境に配慮したもの、売上の一部を社会貢献的な活動に寄付したり、災害時に役立つ機能を持つものが登場している。

本市においても、利用者の利便性という機能のみに着目するのではなく、社会貢献的な機能にも着目し、自動販売機に付加価値を加え、市有施設という公共の場によりふさわしいものを設置し、市有施設のさらなる有効な活用を期待する。